

業務委託契約書

公益財団法人日本台湾交流協会（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）と、「セミナー等動画の撮影及び配信業務」を別添仕様書（以下「仕様書」という。）により、次の通り委託契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 甲は、セミナー等動画の撮影及び配信業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、以下のとおりとする。

神戸市内、鹿児島市内、浜松市内で開催するセミナーにおいて以下の現地業務を行う

- （1）事前準備（協会の主催部署との打ち合わせ含む）
- （2）撮影・配信作業
- （3）撤収作業
- （4）記録物の納品

2 甲は、乙に対し、セミナー毎に、日時、場所、具体的業務を記載した発注書を発行し、業務を委託する（以下、セミナー毎の業務を「個別業務」といい、発注書の日付を「発注日」という）。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は、令和4年●月●日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料は、総額●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●円）とする。

2 前項に規定する委託料の額は概算金額とし、乙は、甲が指定した業務の項目及び数量に則って作成された明細書の単価に基づき、個別業務毎に実費精算するものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

（法令等の遵守）

第6条 業務の実施にあたっては、本契約書、発注書及び仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなければならない。

2 業務又は業務についての納入物（以下単に「納入物」という。）に関して、第三者の知的財産権の侵害に関する紛争その他第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、甲の責めに帰すべき事由によるときを除き、当該紛争の解決については乙が全責任を負う。

（知的財産権等の使用）

第7条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているもの（以下「知的財産権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督等）

第8条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

- 2 乙は、甲が定める監督職員から要求があるときは、業務の進捗状況等について報告しなければならない。

(委託業務完了報告書の提出)

第9条 乙は個別業務が完了したときは、配信した動画ファイルと共に、様式第1により作成した委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、委託業務完了報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行い、業務の成果が検査に合格したときは、検査調書により乙に通知する。
- 3 業務の成果が検査に合格しなかったときは、第13条の規定を適用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第2項の規定により合格した旨の通知があったときは、様式第2により作成した委託料の支払請求書をもって甲に請求する。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から40日以内の日(当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。)までの期間(内に支払を行わなければならない)。

(損害賠償)

第11条 乙は、本業務中または作業後といえども甲並びに第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに、甲にその状況及び内容を速やかに報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 この場合、乙は甲の責任による損害を除き、生じた事故に対し一切の責任を負い、損害賠償等についても乙の責任において解決するものとする。

(危険負担)

第12条 納入前に納入物に滅失又は損害が生じた場合は、甲の責めに帰すべき場合を除き、その復旧に要する費用は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、乙の業務が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 甲は、乙の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求

することができる。

- 5 甲は、個別業務完了日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第14条 甲は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、乙への書面による通知をもって仕様書を変更することができる。

(発注の解除と支払義務)

第15条 甲は、やむを得ない事情による場合、発注日からセミナー開催日の5営業日前までは、発注を解除することができる。その際、乙が発注の一部を既に履行しているときであっても、発注金額その他の金員の支払義務を負わないものとする。

- 2 甲は、やむを得ない事情による場合、開催日前日から4営業日前まで発注を解除できるが、乙が発注の一部を既に履行しているときは、発注金額を上限として甲が妥当と判断する金額を支払うものとする。
- 3 前2項の営業日とは甲の営業日をいう。
- 4 甲は、乙と協議の上、解除した発注を、再度発注書を発行したうえで、別日に設定することができる。

(甲の催告による解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
 - 三 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から10日以内に、第4条第1項に定める委託料総額（以下「委託料総額」という。）の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合において甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 3 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(甲の催告によらない解除権)

第17条

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- 二 乙の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

- 三 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 七 第23条又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 八 第29条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - 九 第29条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 3 前二項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から10日以内に、委託料総額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合において、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前二条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、反社会的勢力に該当しないこと、および第2号から第6号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 一 反社会勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊智能暴力集団等、その他前文に準ずる者をいう。
 - 二 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 三 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - 五 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 六 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(反社会的勢力関与の場合の契約の解除)

第20条 甲は、乙が前条の規定に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、当該当事者の期限の利益を喪失させること及び直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項の規定により甲が本契約の全部または一部を解除した場合、甲は、乙に対し、損害賠償金(契約解除までに支出した費用を含むが、これに限られない。)を請求することができる。

(反社会的勢力関与の場合の損害賠償等)

第21条 乙が第19条の規定に違反した場合には、乙は、委託料総額(本契約締結後、委託料総額の変更があった場合には、変更後の金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額(直接の損害額に加え、甲がこれに対応するために要した費用《甲の従業員又は甲が指定する第三者の人件費、実費その他。》及び甲が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの謝金、経費その他の費用を含むが、これに限られない。)が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について当該当事者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

3 本条の規定は、本契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

(乙の催告による解除権)

第22条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(乙の催告によらない解除権)

第23条 乙は、第14条の規定による仕様変更により委託料総額の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条第1項又は前条第1項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(全部再委託の禁止)

第25条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

(再委託)

第26条 乙は、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。ただし、次の各号に該当する場合には軽微な再委託とみなし、承認は不要とする。

一 発注書毎の委託料の2分の1未満の再委託

二 印刷費、会場借料（会場提供者からの附帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの

- 2 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第3により作成した再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委託する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負う。
- 4 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と約定しなければならない。

（遅滞損害金）

第27条 乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料総額の年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第28条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 甲は、乙が本契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、乙の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金を本契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を甲に提出しなければならない。

（情報セキュリティの確保）

第29条 乙は、委託業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を委託業務にかかわる従事者に対し実施しなければならない。

- 2 乙は、委託業務遂行中に得た委託業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、甲に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に甲の書面による許可を得なければならない。

なお、この場合であっても、甲の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを甲が確認できる方法で証明しなければならない。

- 3 乙は、委託業務遂行中に得た委託業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく協会外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明しなければならない。
- 4 乙は、委託業務を終了又は契約解除する場合には、乙において委託業務遂行中に得た委託業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去しなければならない。その際、甲の確認を必ず受けなければならない。
- 5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、委託業務に関して知り得た甲の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

- 6 乙は、委託業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示しなければならない。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従わなければならない。
- 7 乙は、委託業務全体における情報セキュリティの確保のため、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
- 8 乙は、甲が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行わなければならない。
- 9 乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条及び次条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

(外部公開ウェブサイトにおける情報セキュリティ対策)

第30条 乙は、委託業務の実施に当たって、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じなければならない。

なお、必要となるサーバー証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いなければならない。

- 2 乙は、ウェブサイトを構築又は運用するプラットフォームとして、乙が管理責任を有するサーバー等がある場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバー等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、重要なセキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。また、ウェブサイトを構築した際には、サービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施しなければならない。
- 3 乙は、ウェブサイトの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従うものとする。また、構築又は改修したウェブサイトのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第31条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者が約定を遵守することにつき約定しなければならない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 甲から預託された個人情報を当該者本人の承諾を得ず第三者（前項に該当する場合を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - 二 個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

- 4 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 6 乙は、委託業務を完了し、又は解除したときは、甲から預託された個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならない。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、乙は甲の指示に従わなければならない。
- 8 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別に指示をした場合はそれに従わなければならない。
- 9 第1項及び第3項の規定については、委託業務を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有する。

（著作権等の帰属）

- 第32条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（乙及び事業参加者以外の第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（秘密の保持）

- 第33条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

（甲による契約の公表）

- 第34条 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲又は経済産業省が公表することに同意する。
- 2 乙は、第26条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名又は名称及び再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

（契約書の解釈）

- 第35条
本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、

乙協議の上決定する。

2 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和4年●月●日

甲 東京都港区六本木三丁目16番33号
公益財団法人日本台湾交流協会
理事長 谷崎 泰明

乙 ●●●●